



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *14 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (災害対策課)..... 1
- *15 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 3
- *16 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (")..... 4

○ 教育委員会規則

- *9 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則 4

○ 告示

- 448 和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例第4条第1項第2号の知事が定める率 (農業農村整備課)..... 4
- 449 道路の区域変更 (道路保全課)..... 5
- 450 道路の供用開始 (")..... 5
- 451 道路の区域変更 (")..... 5
- 452 " (")..... 6
- 453 道路の供用開始 (")..... 6
- 454 道路の区域変更 (")..... 6
- 455 道路の供用開始 (")..... 7
- 456 道路の区域変更 (")..... 7
- 457 道路の供用開始 (")..... 7
- 458 道路の区域変更 (")..... 8
- 459 " (")..... 8
- 460 道路の供用開始 (")..... 9
- 461 道路の区域変更 (")..... 9
- 462 道路の供用開始 (")..... 9
- 463 道路の区域変更 (")..... 10
- 464 道路の供用開始 (")..... 10

○ 公告

- 紀の川流域下水道の指定管理者の指定 (下水道課)..... 10
- 紀の川中流流域下水道の指定管理者の指定 (")..... 11

規 則

和歌山県規則第14号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則 (昭和38年和歌山県規則第15号) の一部を次のように改正する。

別表第2企画部の部中

「国際担当参事 参事 (和歌山県行政組織規則 (昭和 63 年和歌山県規則 第 19 号。以下この表において「行政組織規則」という。) 第 6 条の表に掲げる企画部に属する参事に限る。) 」を 「国際担当参事 参事 (和歌山県行政組織規則 (昭和 63 年和歌山県規則 第 19 号。以下この表において「行政組織規則」という。) 第 6 条の表に掲げる企画部に属する参事に限る。) 」に改め、

同部総合交通政策班の項中

「過疎対策課長」を 「移住定住推進課長」 に、「過疎対策課員」を 「移住定住推進課員」 に改め、

同表環境生活部の部中

「食品安全参事 参事 (行政組織規則 第 6 条の表に掲げる環境生活部に属する参事に限る。) 」を 「食品安全参事 参事 (行政組織規則 第 6 条の表に掲げる環境生活部に属する参事に限る。) 」に改め、

同表福祉保健部の部中

「健康局長 (部長付) 」を 「健康局長 (部長付) ねんりんピック担当参事」 に改め、

同部 (幹事班) 福祉保健総務班の項中

「国民健康保険室員」を 「国民健康保険課員」 に改め、

同部高齢者支援班の項中

「高齢者生活支援室長」を「高齢者生活支援室長 ねんりんピック推進室長」に、「高齢者生活支援室員」を「高齢者生活支援室員 ねんりんピック推進室員」に改め、

同部医務班の項中

「医務課副課長」を「公立大学法人室長」に、「医務課員」を「医務課員 公立大学法人室員」に改め、

同部健康推進班の項中

「健康推進課副課長 国民健康保険室長」を「国民健康保険課長」に、「国民健康保険室員」を「国民健康保険課員」に改め、

同表教育部の部学校教育班の項中

「県立学校教育課特別支援教育室長 学校人事課長」を「学校人事課長 特別支援教育室長 児童生徒支援室長」に、「県立学校教育課特別支援教育室員 学校人事課員」を「学校人事課員 特別支援教育室員 児童生徒支援室員」に改め、

同部生涯学習班の項中

「生涯学習課人権教育推進室長」を「人権教育推進室長」に、「生涯学習課人権教育推進室員」を「人権教育推進室員」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県規則第15号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「振興局地域振興部の主幹（会計担当）又は会計駐在員の職にある」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次項各号列記以外の部分に規定する出納員
- (2) 別表第1農業試験場の項から水産試験場の項までの左欄に掲げるかい等ごとのそれぞれ同表農業試験場の項から水産試験場の項までの右欄に掲げる職にある出納員

第11条第2項中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

別表第1消防学校の項中「教頭」を「副校長」に改め、同表農業大学校（就農支援センターを除く。）の項中「農業大学校」を「農林大学校」に改め、同表農業大学校就農支援センターの項中「農業大学校就農支援センター」を「農林大学校就農支援センター」に改める。

別表第4の1の項中「農業大学校」を「農林大学校」に改め、同表3の項中「農業大学校」を「農林大学

校」に、「伊都高等学校 紀北農芸高等学校」を「紀北農芸高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県規則第16号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第59条第2項中第22号を第23号とし、第7号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 仙溪学園における入所者の緊急時における即時に現金支払しなければならない扶助費 毎3月分以内の予定額

第110条の2第2項に次の1号を加える。

(6) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3に規定する衛生検査所への同法第2条に規定する検査に係る委託業務

別表第1の1の項中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第9号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中和歌山県立南部高等学校の項を次のように改める。

和歌山県立南部高等学校	日高郡みなべ町芝407	全日制	普通	
			農業	生産技術
				園芸
				食と農園
			家庭	服飾デザイン

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第448号

和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例（平成4年和歌山県条例第45号）第4条第1項第2号の規定により知事が定める率を次のように定め、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

年0.1パーセント

和歌山県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町松ヶ峯字切口387番1地先から同町松ヶ峯字切口356番1地先まで	旧	9.80 } 16.13	159.83	
同上	新	10.27 } 20.42	168.77	

和歌山県告示第450号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町松ヶ峯字切口387番1地先から同町松ヶ峯字切口356番1地先まで

供用開始の期日 平成29年3月31日

和歌山県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡九度山町大字椎出字宮垣内28番地先から同町大字椎出字長鳥53番4地先まで	旧	9.05 ） 25.78	286.70	赤瀬橋 L=30.80 県道高野橋本線との重用延長137.50メートルを含む。
同上	新	9.05 ） 37.92	265.10	赤瀬橋 L=39.00 県道高野橋本線との重用延長137.50メートルを含む。

和歌山県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡九度山町大字椎出字宮垣内28番地先から同町大字河根字堀尾303番5地先まで	旧	10.17 ） 28.70	134.80	赤瀬橋 L=30.80 一般国道370号との重用延長134.80メートルを含む。
同上	新	10.17 ） 28.70	134.80	赤瀬橋 L=39.00 一般国道370号との重用延長134.80メートルを含む。

和歌山県告示第453号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 伊都郡九度山町大字椎出字宮垣内28番地先から同町大字河根字堀尾303番5地先まで

供用開始の期日 平成29年3月31日

和歌山県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 美里龍神線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町樋下字垣内49番1地先から同町樋下字垣内41番2地先まで	旧	2.70 } 6.38	86.12	
同上	新	6.41 } 7.89	86.12	

和歌山県告示第455号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 美里龍神線

供用開始の区間 海草郡紀美野町樋下字垣内49番1地先から同町樋下字垣内41番2地先まで

供用開始の期日 平成29年3月31日

和歌山県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那賀かつらぎ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字笠田中字的場465番3地先から同町大字笠田中字的場471番4地先まで	旧	4.81 } 5.58	9.65	
同上	新	11.87 } 12.46	9.65	

和歌山県告示第457号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那賀かつらぎ線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字笠田中字東谷998番1地先から同町大字笠田中字的場475番1地先まで

供用開始の期日 平成29年3月31日

和歌山県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 柏御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字志賀字折戸1761番1地先から同町大字志賀字折戸1766番11地先まで	旧	6.46 } 12.61	82.27	県道比井紀伊内原停車場線との重用延長58.87メートルを含む。
同上	新	11.34 } 14.63	82.27	県道比井紀伊内原停車場線との重用延長58.87メートルを含む。

和歌山県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 比井紀伊内原停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

日高郡日高町大字志賀字折戸1758番2地先から同町大字志賀字折戸1766番11地先まで	旧	11.62 } 12.61	58.87	県道柏御坊線との重用延長65.52メートルを含む。
同上	新	11.62 } 14.63	58.87	県道柏御坊線との重用延長65.52メートルを含む。

和歌山県告示第460号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 柏御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字志賀字折戸1761番1地先から同町大字志賀字折戸1766番11地先まで

供用開始の期日 平成29年3月31日

和歌山県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 古井西の地線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字宮ノ前字神田323番2地内	旧	13.63 } 14.75	50.00	
同上	新	13.70 } 15.99	50.00	

和歌山県告示第462号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 古井西の地線

供用開始の区間 日高郡印南町大字宮ノ前字神田323番2地内

供用開始の期日 平成29年3月31日

和歌山県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 南平野下里停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字井鹿字 ホガシラ341番地先から同町大 字井鹿字カミウラ263番1地先ま で	旧	2.60 } 8.90	673.80	
同上	新	5.40 } 25.00	662.80	

和歌山県告示第464号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 南平野下里停車場線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字井鹿字ホガシラ341番地先から同町大字井鹿字カミウラ263番1地先まで

供用開始の期日 平成29年3月31日

公 告**公 告**

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）第7条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1

- 2 指定の期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）第7条の規定により、紀の川中流流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで